

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成15年8月27日

長野市監査委員	戸	谷	修	一
同	佐	藤	隆	男
同	三	井	経	光
同	酒	井	美	明

措置の通知書

平成 14 年度 包括外部監査「長野市土地開発公社」分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>意見</p> <p>1 長野市土地開発公社職員の長野市への研修派遣について抜本的な対策を講ずべきもの(1・2ページ)</p> <p>研修派遣は、研修名目をとっているが、実質的には人件費補助としての財政援助である。</p> <p>市と公社の兼務は職務専念義務違反の恐れがある。抜本的・恒久的な対策が必要である。</p> <p>2 長野市土地開発公社の在り方について抜本的に検討すべきもの(2・3・4・5ページ)</p> <p>土地開発公社による公有用地の先行取得事業は、土地価格の上昇を前提とするもので、土地価格の低迷期が続き上昇の兆しがないため、先行取得のメリットがなくなり、公社の在り方について抜本的な検討を行うべきである。</p> <p>3 卸売市場用地の処理について市が積極的に関与すべきもの(5・6ページ)</p> <p>卸売市場用地は当初市が公有用地として管理していたが、平成3年度から公社が土地造成事業用地として保有している状況であるが、長期間保有することは土地開発公社設立の趣旨に則り適正でない。早期解決に当たって、長野市が中心となって問題解決に努めるべきである。</p>	<p>土地開発公社職員の長野市等への研修派遣については、買収業務の減少により、土地開発公社内で余剰人員を出さないために、平成11年度より本格的に長野市等へ研修派遣してきた。</p> <p>土地開発公社の適正な人員確保の方策として、選考採用により余剰人員を逐次長野市職員に採用していく。</p> <p>又、用地取得業務の停滞を招かないために、長野市職員になった職員の一部を期間の定めをし、土地開発公社へ派遣する。</p> <p>公共事業の抑制により長野市の土地需要が大幅に減少してきているが、一方公社の固有職員数はピーク時と大きな変化がない。</p> <p>土地開発公社での余剰人員は選考採用で長野市職員に採用していくが、公用・公共用地取得において「先行取得」手法は、長野市財政及び地域の秩序ある整備を図る上から必要不可欠である。又、用地買収事務・公社会計経理事務は一朝一夕にできるものではないことから適正規模での土地開発公社とする。</p> <p>市は区画整理事業推進のため土地開発公社に先行取得の依頼をし、公社は従前地の取得をした。この時点では公有用地であり、市は再取得をしないまま当初の目的のとおり汚水処理場として供用開始をした。平成3年度に至り汚水処理場が遊休施設となったことから、公社に管理が移ってきたことは、市が公有用地と土地造成事業用地を混同したことが原因であったためによる。</p> <p>現在の賃貸先に売払いの交渉を開始する。賃貸先が買取りの意志が無いと確認された際は、当初の目的と異なってきたと雖も、市に買取りを請求する。</p>